教採スクール(SO)004　　月　日

名 前	／

実力UP! - Seminar -

1　わが国の国家のしくみにかかわる次の問いに答えなさい。

(1)　7 世紀から 9 世紀にかけて，朝廷は遣唐使を派遣し，中国の制度や文化などを取り入れた。

①　701 年，中央の政治のしくみや地方行政のしくみなどを定めたとされている法律が制定された。この法律は何と呼ばれているか。**漢字 4 字**で書きなさい。（　　）

②　8 世紀半ばから荘園が成立するようになり，公地公民の原則が崩れていった。8 世紀後半から 9 世紀初めにかけて，桓武天皇は乱れた政治を立て直そうとした。次のア～エのうち，8 世紀後半から 9 世紀初めにかけての期間にわが国で起こったできごとについて述べた文として正しいものはどれか。一つ選び，記号を○で囲みなさい。（ア　イ　ウ　エ）

ア　平将門が関東地方で乱を起こした。　　イ　中大兄皇子らが蘇我氏をたおした。

ウ　白河上皇が院政を始めた。　　エ　最澄が天台宗を伝えた。

(2)　12 世紀ごろ，武士が権力を握るようになり，武家政治のしくみがつくられた。

①　12 世紀後半に開かれた鎌倉幕府は，武士の社会の慣習（ならわし）をもとに 13 世紀に法典を整備した。この法典は何と呼ばれているか。次のア～エから一つ選び，記号を○で囲みなさい。（ア　イ　ウ　エ）

ア　武家諸法度　　イ　墾田永年私財法　　ウ　御成敗式目　　エ　公事方御定書

②　14 世紀に開かれた室町幕府は，16 世紀まで続いた。次の［A］～［C］は，14 世紀から 16 世紀までの間にわが国で起こったできごとを年代の古いものから順に並べたものである。あとのア～エのうち，南北朝の内乱が終わった時期として適しているものはどれか。一つ選び，記号を○で囲みなさい。（ア　イ　ウ　エ）

［A］
足利尊氏が征夷大将軍に任じられた。

［B］
応仁の乱が起こった。

［C］
織田信長が足利義昭を京都から追放した。

ア　［A］に記されたできごとより前の時期。

イ　［A］に記されたできごとと，［B］に記されたできごととの間の時期。

ウ　［B］に記されたできごとと，［C］に記されたできごととの間の時期。

エ　［C］に記されたできごとより後の時期。

(3)　17 世紀に開かれた江戸幕府は，大名を統制するしくみを整えた。大名を統制するしくみの一つとして，参勤交代の制度を整えるなど江戸幕府の政治体制を確立した江戸幕府の 3 代将軍はだれか。人名を書きなさい。（　　）

(4)　明治時代，わが国では議会政治のしくみが整えられた。

①　1890（明治 23）年，第 1 回帝国議会が開かれた。次の(i)～(iii)は，第 1 回帝国議会が開かれた 19 世紀後半にわが国で起こったできごとについて述べた文である。(i)～(iii)を年代の古いものから順に並べかえると，どのような順序になるか。あとのア～カから正しいものを一つ選び，記号を○で囲みなさい。（ア　イ　ウ　エ　オ　カ）

(i)　大日本帝国憲法が制定された。

(ii)　国会期成同盟がつくられた。

(iii)　内閣制度がつくられた。

ア　(i)→(ii)→(iii)　　イ　(i)→(iii)→(ii)　　ウ　(ii)→(i)→(iii)　　エ　(ii)→(iii)→(i)

オ　(iii)→(i)→(ii)　　カ　(iii)→(ii)→(i)

② 1890年，第1回衆議院議員総選挙が実施された。その後，1946（昭和21）年にわが国で最初の男女普通選挙が実施されるまでの間に，選挙法が改正されて，選挙権を有する者の資格は何度か改められた。選挙権を有する者の資格と，選挙権を有する者の数との関連に興味をもったSさんは，図書館で，わが国の人口と選挙権を有する者の数について調べた。表Ⅰは，衆議院議員総選挙が実施された1890年，1902（明治35）年，1920（大正9）年，1928（昭和3）年における，わが国の人口と選挙権を有する者の数を示したものである。次の［　　］の中の文は，Sさんが調べたことと，表Ⅰから読み取った内容をまとめたものである。文中の（ ⓐ ）に入れるのに適しているものを，あとのア～エから一つ選び，記号を○で囲みなさい。また，文中の（ ⓑ ）には，わが国の人口に対して選挙権を有する者が占める割合について，表Ⅰから読み取れる内容が入る。（ ⓑ ）に入れるのに適している内容を簡潔に書きなさい。

表Ⅰ　わが国の人口と選挙権を有する者の数

年	人口(千人)	選挙権を有する者の数(千人)
1890	39,902	451
1902	44,964	983
1920	55,963	3,069
1928	62,595	12,409

（『新版日本長期統計総覧』により作成）

ⓐ（ ア　イ　ウ　エ ）

ⓑ（　　）

・表Ⅰで示されている四つの年において，選挙権を有する者の資格はそれぞれ異なっている。
・1928年における選挙権を有する者の資格は（　ⓐ　）である。
・表Ⅰより，四つの年を比べると，1928年においては，（　　ⓑ　　）ことが読み取れる。

ア　25歳以上の男子
イ　直接国税3円以上を納める25歳以上の男子
ウ　直接国税10円以上を納める25歳以上の男子
エ　直接国税15円以上を納める25歳以上の男子

E1d5dad2f7f4